

## 岡崎市指定地域生活支援事業者の指定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、移動支援事業及び日中一時支援事業（以下「給付事業」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請等)

第2条 給付事業の指定を受けようとする事業者の申請は、別表1に定める書類により行うものとし、事業者の指定は、市長が定める指定基準により給付事業の種類及び給付事業を行う事業所ごとに行うものとする。

2 市長は、前項の申請について、別に定める指定基準を満たしていると判断したときは、事業者の指定を行うものとする。また、指定地域生活支援事業者指定通知書により通知するものとする。

3 給付事業の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

4 市長は、第1項の申請があった場合において、法第36条第3項各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定に関わらず、給付事業の指定をしてはならない。

5 市長は、第1項の申請があった場合において、岡崎市障がい福祉計画において定める給付事業の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の岡崎市障がい福祉計画の達成に支障を生ずる恐れがあると認めるときは、第2項の規定に関わらず、給付事業の指定をしないことができる。

### (指定の更新等)

第2条の2 前条の指定事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

### (変更の届出等)

第3条 指定事業者は、第2条第1項の定めにより届け出た事項に変更があったときは別表3に定める書類により、当該事業を廃止、休止又は再開するときは別表4に定める書類によりそれぞれ届け出るものとする。

(加算の届出等)

第4条 指定事業者は、別に定める基準に適合すると認められる場合、別表5に定める書類により届け出ることができる。

(指定の取消し等)

第5条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 適正な給付事業を継続的に運営することができなくなったとき。
- (3) 岡崎市地域生活支援事業（給付事業）実施要綱第15条に規定する代理受領に係る給付費の請求に関し、不正があったとき。
- (4) 前3号に規定する内容を確認するために市が求める報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求められて正当な理由なくこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(県その他の機関への情報提供)

第6条 市長は、第2条に基づく指定、第2条の2に基づく指定の更新、第3条に基づく事業廃止の届出、休止若しくは再開に係る届出の受理又は第5条に基づく指定の取消し若しくは指定の効力の全部若しくは一部の停止（以下「指定等」という。）をしたときは、県その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 指定等の種類
- (2) 前条に基づく指定の取消し又は指定の効力の全部若しくは一部の停止の場合は、その理由
- (3) 当該指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (4) 事業者の指定等に係る申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- (5) 指定等を行った年月日
- (6) 事業開始年月日
- (7) 当該指定等に係る地域生活支援事業（給付事業）の種類
- (8) 当該指定等に係る事業の主たる対象とする障がいの種類
- (9) 運営規程
- (10) 事業所番号

2 市長は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正については、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。